

参 考 資 料 編

資料 1	委員会の記録	171
資料 2	モデルサイトにおける取組みに関する資料	174
	1) 第 2 次志摩市里海創生基本計画	
	【志摩市沿岸域総合管理基本計画】(抜粋)	174
	2) 志摩市創生総合戦略(抜粋)	182
	3) 小浜市海のまちづくり計画(抜粋)	184
	4) まち・ひと・しごと創生 小浜市総合戦略(抜粋)	186
	5) 全国アマモサミット 2016in 備前	188
	6) 備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略(抜粋)	190
資料 3	参考サイトにおける取組みに関する資料	192
	1) 瀬戸内海	192
	(瀬戸内海環境保全基本計画変更ポイント,環境省)	192
	(瀬戸内海環境保全特別措置法改正案概要,環境省)	193
	2) 東京湾	194
	(東京湾再生プロジェクトについて,東京湾再生推進会議)	194
	(東京湾再生官民連携フォーラムの活動)	198
	(東京湾再生官民連携フォーラムからの政策提案)	203
	3) 大阪湾	206
	(大阪湾再生行動計画(抜粋),大阪湾再生推進会議)	206
	(大阪湾生き物一斉調査 調査結果(抜粋),	
	大阪湾生き物一斉調査プログラム実行委員会)	208
資料 4	沿岸域総合管理とまち・ひと・しごと創生法	212
資料 5	森川海の総合診断に関する資料	214
	1) 森川海の総合診断 個別指標の提案	214
	2) 各法(基本法)の規定に対する検討	234
	3) 既存評価方法に対する検討	238
資料 6	東アジア海洋会議 2015(EAS Congress2015)の概要	244
資料 7	東アジア海域の持続可能な開発戦略 2015 に関するダナン合意書	253
資料 8	東アジア海域の持続可能な開発戦略 2015	
	SDS-SEA 2015 (全文和訳)	259
資料 9	「オーシャンズ・デイ@COP21」	
	参加者向け海洋と気候に関する政策提言案の概要	367
別紙	モデルサイト等における沿岸域総合管理の進捗状況	



2015年度 第1回沿岸域総合管理モデルの実施に関する 調査研究委員会 議事次第

日時： 2015年9月30日（水）

10:00～12:00

場所： 東京都港区虎ノ門1-15-16

笹川平和財団ビル10階1001会議室

1. 開会

2. 報告

2014年度事業実施報告（参考1、参考2）

3. 議事

- (1) 2015年度事業実施計画（案）について（資料2）
- (2) 沿岸域総合管理ネットワーク会議の実施について（資料3）
- (3) ICM入門研修の実施について（資料4）
- (4) 情報発信、情報共有の実施について（資料5）
- (5) 「森川海の総合診断」の素案作成について（資料6、参考3）
- (6) その他・関連事項（参考5）

4. 閉会

資料

資料1 沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究委員会委員名簿

資料2 2015年度の実施計画（案）

資料3 沿岸域総合管理ネットワーク会議（案）

資料4 ICM(沿岸域総合管理)入門研修（案）

資料5 情報発信、情報共有の実施計画（案）

資料6 「森川海の総合診断」の素案作成について

参考1 沿岸域総合管理の推進に関する政策提言

参考2 「平成26年度沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究報告書」

参考3 海の健康診断

参考4 既存の評価法(SOC、OHI、他)

参考5 PEMSEA EAS-コンGRESS



2015 年度 第 2 回沿岸域総合管理モデルの実施に関する 調査研究委員会 議事次第

日時： 2016 年 3 月 8 日（火）

10：00～12：00

場所： 東京都港区虎ノ門 1-15-16

笹川平和財団ビル 10 階 10-B 会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 第 1 回委員会の議事録（案）の確認について（資料 2）
- (2) 沿岸域総合管理ネットワーク会議実施報告について（資料 3）
- (3) 東アジア海洋会議 2015（EAS Congress 2015）の報告について（資料 4）
- (4) 沿岸域総合管理入門研修の実施報告について（資料 5）
- (5) 沿岸域総合管理モデルの実施状況について（進捗報告）（資料 6）
- (6) 情報発信、情報共有の実施報告について（資料 7）
- (7) 「森川海の総合診断」の素案作成について（資料 8）
- (8) 2015 年度調査研究報告書の作成について（資料 9）
- (9) その他

3. 閉会

資 料

- | | |
|------|--------------------------------------|
| 資料 1 | 沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究委員会委員名簿 |
| 資料 2 | 第 1 回委員会議事録（案） |
| 資料 3 | 沿岸域総合管理ネットワーク会議実施概要 |
| 資料 4 | 東アジア海洋会議 2015（EAS Congress 2015）実施概要 |
| 資料 5 | 沿岸域総合管理入門研修実施概要 |
| 資料 6 | 各サイトの進捗報告（5：総括、5-1～5-7：個別） |
| 資料 7 | 情報発信、情報共有の実施報告について |
| 資料 8 | 森川海の総合診断 素案作成について |
| 資料 9 | 2015 年度報告書（案） |

- 参考 1 2015 年度の実施計画
- 参考 2 SDS-SEA2015 全文和訳(抜粋紹介)
- 参考 3 CBD テクニカルシリーズ第 76 卷
「INTEGRATED COASTAL MANAGEMENT FOR THE ACHIEVEMENT OF
THE AICHI BIODIVERSITY TARGETS」全文和訳(抜粋紹介)
- 参考 4 瀬戸内法改正、瀬戸内海環境基本計画の改定（概要）
- 参考 5 海の再生プロジェクト関連
- 参考 6 地方創生関連資料（新型交付金関連）
- 参考 7 森川海の総合診断 素案作成（個別指標の提案）



稼げる！
学べる！
遊べる！

新しい里海のまち・志摩

平成28年度～平成32年度
第2次
志摩市里海創生基本計画
【志摩市沿岸域総合管理基本計画】



志摩市

第2次 志摩市里海創生基本計画

【志摩市沿岸域総合管理基本計画】

平成28年3月 志摩市

稼げる！
学べる！
遊べる！

新しい里海のまち・志摩

第2次
志摩市里海創生基本計画
【志摩市沿岸域総合管理基本計画】

平成28年度～平成32年度



平成28年3月

発行：志摩市

編集：政策推進部 里海推進室

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL.0599-44-0206 FAX.0599-44-5252

目 次

はじめに	
1 計画の趣旨 ～これまでの取り組みとこれからのまちづくり～	1
2 計画の特徴	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 本計画で定める内容	3
第1章 めざす姿と取り組みの基本方針	4
1 本市がめざす姿	4
1-1 第2次志摩市総合計画のめざす姿	4
1-2 志摩市人口ビジョンで描かれた将来像	5
1-3 本計画でめざす姿	6
2 取り組みの基本方針	7
第2章 まちづくりの推進体制	11
1 取り組みを実施する区域の設定	11
2 取り組みの実施者と役割分担	16
3 取り組みの実施体制	18
4 進捗管理の方法	20
第3章 第1次基本計画の実績と評価	22
1 評価の基本的な考え方	23
2 第1次基本計画の取り組みに関する評価の概要	24
3 第2次基本計画に向けた計画見直しの視点	30
第4章 まちづくりの取り組み内容	33
1 自然の恵みの保全と管理	34
2 自然の恵みの持続可能な利活用	46
2-1 稼げる里海のまちづくり	46
2-2 学べる里海のまちづくり	58
2-3 遊べる里海のまちづくり	66
3 まちの魅力の向上と発信（地域ブランディング）	72
附属資料	79
資料1 志摩市の現状（統計データ）	80
資料2 志摩市のまちづくりに関するアンケート調査結果	96
資料3 沿岸域総合管理とは	103
資料4 志摩市の関連計画	107
資料5 用語の解説	108

本文中、※印がある用語は、資料5：用語の解説に説明があります。

第3章 第1次基本計画の実績と評価

第3章 第1次基本計画の実績と評価

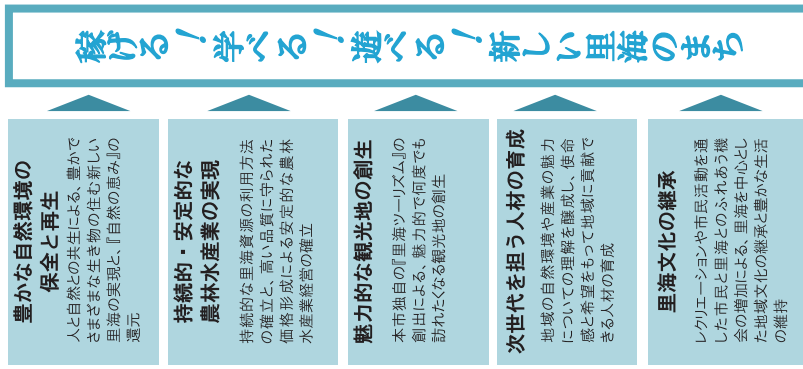
進捗管理の方法に定められた PDCA サイクルに基づく第1次計画の実績と評価の概要は次のとおりです。

第1次基本計画では、基本方針に基づいて取り組みを展開することにより、下図のように5つの成果が発現することを期待し、新しい里海のまちの創生を図りました。

【新しい里海の創生に向けた取り組み】

1. 『自然の恵み』の保全と管理	(1) 新しい里海の創生の目的と情報共有	伊勢志摩国立公園としての適度な自然の利用と景観の保全
	(2) 新たな自然の恵みの活用	環境に負荷をかけない生活スタイルの推進
	(3) 新たな自然の恵みの活用	環境に負荷をかけない産業の仕組みの構築
	(4) 新たな自然の恵みの活用	生物多様性環境の保全と再生
	(5) 新たな自然の恵みの活用	新しい里海の環境モニタリング体制の確立
	(6) 新たな自然の恵みの活用	資源管理型漁業の推進
2. 沿岸域資源の持続可能な利活用	(1) 『新しい観光』の推進	森林・農地の適切な利活用の推進
	(2) 『新しい観光』の推進	地産地消の推進
	(3) 『新しい観光』の推進	産業連携への取り組み
	(4) 『新しい観光』の推進	産業の抱い手育成
	(5) 『新しい観光』の推進	産学連携の充実
	(6) 『新しい観光』の推進	学校教育における里海学習の充実
2-1 『稼げる！学べる！遊べる！』の創生	(1) 『新しい観光』の推進	市民みんなが参加できる里海学習機会の充実
	(2) 『新しい観光』の推進	観光客に対する里海学習や体験学習機会の提供
	(3) 『新しい観光』の推進	楽しみながら学べる学習プログラム、教材の開発
	(4) 『新しい観光』の推進	親しみやすく安全な沿岸域の形成
2-2 『学べる！遊べる！』の創生	(1) 『新しい観光』の推進	みんなが沿岸域を伝える制度やルールを整備
	(2) 『新しい観光』の推進	美しい沿岸域維持のための美化活動の推進
	(3) 『新しい観光』の推進	市民や関係者の取り組み目標の共有と理解
2-3 『遊べる！学べる！』の創生	(1) 『新しい観光』の推進	地域産品の品質管理や認証方法の構築
	(2) 『新しい観光』の推進	地域産品の効果的な情報発信
	(3) 『新しい観光』の推進	
3. 地域の魅力の向上と発信（地域ブランドイジング）	(1) 『新しい観光』の推進	市民や関係者の取り組み目標の共有と理解
	(2) 『新しい観光』の推進	地域産品の品質管理や認証方法の構築
	(3) 『新しい観光』の推進	地域産品の効果的な情報発信

【取り組みにより期待される成果】



稼げる！学べる！遊べる！新しい里海のまち

1 評価の基本的な考え方

計画の見直しを行うにあたり、第1次基本計画期間の取り組みを評価し、見直しを行うための提言を行うため、志摩市里海創生推進協議会に評価専門委員会を設置して原案を作成し、本会議での審議を経て「志摩市里海創生基本計画に基づく取り組みの評価及び計画見直しに関する提言書」を取りまとめました。

この評価及び提言書では、次に示す2つの視点から評価を行っています。

第一に、評価の対象となった取り組みを第1次基本計画第3章に記載された3つの取り組み分野に分類し、どのような取り組みが実施され、それぞれの取り組みが基本方針に沿って進められたかという視点から評価を試みました。評価の対象として、市内で行われた全ての取り組みを把握することは困難なため、志摩市が主体となり「里海関連事業」として実施した事務事業や「新しい里海創生活動実績集（平成25年度版）」に掲載されている関係団体、市民団体などの取り組みなどを対象として評価を行い、対象となった取り組み状況を整理したうえで、「取り組みの進捗が確認できない」、「優れた取り組みが行われている」、「特に優れた取り組みが行われている」という三段階での評価を行いました。

第二に、まちづくりの成果として期待される5つの成果の出現状況について、取り組みの状況とあわせて過去から現在までに至るさまざまな成果指標の推移状況を勘案し、評価を試みました。

「第1次基本計画」及び計画期間中の取り組みに対する評価を記載した「志摩市里海創生基本計画に基づく取り組みの評価及び計画見直しに関する提言書」は、新しい里海のまち・志摩ホームページでご覧いただくことができます。



新しい里海のまち・志摩ホームページ

<http://www.satoumi-shima.jp/about/>

2

第1次基本計画の取り組みに関する評価の概要

第1次の計画期間中には、3つの分野ごとにさまざまな主体によって取り組みが実施され、特に「干潟の再生」「地域資源のテキスト化」「里海学会の構築（里海ツーリズム）」の取り組みについては、重点的に取り組みが進められました。取り組みの実績と期待される5つの成果の出現状況に関する評価の概要は次のとおりです。

（1）3つの取り組み分野ごとの主な取り組みに関する評価

1. 『自然の恵み』の保全と管理

全国に先駆けて新しい里海のまち宣言が採択され、市民のまちづくりに対する意識の醸成が図られるとともに、志摩市景観計画の運用が始まり本市の重要な地域資源である景観保全に向けた取り組みが進んでいます。また、沿岸遊休地[※]を活用した干潟再生の取り組みが行われ、生物生息環境の保全と再生が図られるとともに、英虞湾やの矢湾で海洋環境の自動観測システムが運用されていることなども全国的にも優れた取り組みであると評価できます。

その一方で、伊勢志摩国立公園の指定を受けている意義については市民に浸透しつつありますが、関係法令などの詳細について十分に理解されているとは言えないことや、希少生物の保全の取り組みが手薄な印象があります。

2. 沿岸域資源の持続可能な利活用

2-1 「稼げる里海」の創生

三重県水産研究所の研究成果を活用して地域ごとに独自の水産資源管理が行われ、観光業にとっても重要な水産資源の生産性の維持が図られているほか漁業や農業塾などがさまざまな主体により実施され、後継者の育成に結びついています。里海をテーマとしたさまざまな集客・交流イベントやスポーツイベントが実施されるなど、里海ツーリズムのコンテンツづくりが進むとともに、里海学会の構築に向けた官学連携による研究会が設置され、観光客入込数の増大など一定の成果が得られつつあります。一方、森林資源の利活用や獣害対策については抜本的な解決策を見出すことができていないほか、地域の産品

の魅力を理解し、発信していくための地域資源のテキスト化の取り組みについては、きんこ[※]などを対象に作業が進んでいますが、十分な進捗が図られていない印象があります。

2-2 「学べる里海」の創生

市内の学校において、海洋教育と方向をそろえた里海学習が推進され、漁業者や農業者などと連携した授業などが行われているほか、三重県立水産高校と市内の小学校が連携した体験事業なども優れた取り組みであると評価できます。また、地域の関係者が連携して、里海学習を目的とした新たなツアー開発などが行われています。

一方、子どもから大人までが参加できる学習機会が多いとは言えず、観光施設などにおける環境配慮に対する認証制度などについては確立されていません。

2-3 「遊べる里海」の創生

阿児町を流れる前川では、河床への自然石の配置やダムの開放などが行われ、生物の生息環境が改善されています。また、自治会や漁協以外にもサーフィンなどで海岸を利用する団体により定期的に沿岸域の清掃活動が行われるなど、市民の環境に対する意識の高さが伺えます。

しかし、沿岸域がさまざまな形で利用されるようになっていますが、具体的なルールに関して検討される段階には至っていません。

3. 地域の魅力の向上と発信（地域ブランディング）

志摩市の広報紙やホームページ、フェイスブックなどを活用し、さまざまなイベントを通して新しい里海のまち・志摩としての情報発信が行われています。また、笹川平和財団海洋政策研究所との連携により国内外で開催される国際会議などにおいて情報発信を行っているほか、平成25年に国際会議を誘致し、情報発信をおこなったことは優れた取り組みです。

しかし、新しい里海のまちとして地域をブランディングしていくというまちづくりのコンセプトに対する市民の理解と誇りの醸成が十分ではなく、自主的な活動に結び付いているとは言えない部分もあります。

(2) 5つの期待される成果に関する評価

1. 豊かな自然環境の保全と再生

市民団体が中心になった河川、海岸の清掃活動、漁業者による自主的な漁業管理が行われています。また研究機関と連携して詳細な環境モニタリングが継続され、学術的な研究に基づいて「豊かな海」への再生の努力が行われてきました。その一環として、とりわけ基礎自治体の方針として**干潟再生事業**に取り組む、三重県水産研究所や環境倉とも連携し、市民参画を進めようとしている点がユニークです。

2. 持続的・安定的な農林水産業の実現

志摩市の農林水産業の振興は、食材や農村・漁村のなりわい景観[※]など観光資源の側面があり、生産性の向上と付加価値の向上という二つの視点から取り組みが進められています。なかでも生産者が加工・流通産業の関係者と連携し、農水商工観光連携、6次産業化[※]などにより里海の商品として付加価値を付けた商品開発と販売に向けた動きが始まっています。そうした取り組みを多くの関係者が連携して行っていくうえでも、さまざまな**地域資源のテキスト**を作成し、各資源の優れた点、特質、込められた努力などを、市民のみならず観光客、消費者とも共有していくことが重要です。

3. 魅力的な観光地の創生

志摩市の豊かな自然とその持続的な利用に向けた取り組みを体験し、深く味わってもらう観光としての里海ツーリズムの展開に向け、**里海学会の構築**に向けた検討が行われ、具体化しつつあります。それは、先駆けとして行われたきた学校法人立命館や三重大学との連携協定を基にしたモデルツアーに見られるように、**農業者・漁業者や商工業者、環境保全に取り組む団体の生業の場、生活の場に根差したプログラム**になります。また観光事業者も干潟の再生に取り組むなど、新しい里海のまち・志摩という地域イメージの発信と観光地としての魅力の向上が確実に進んでいます。

4. 次世代を担う人材育成

短期的な取り組みとして、漁業者が主体となって実施している漁業塾は、実際に市外からの1ターン、Uターンによる漁業者を確保するなどの成果が見られています。農業と漁業をあわせて志摩市らしい多角的な経営指導により後継者の確保が進められており、小人数ではありますが確実に成果があらわっていると判断されます。

長期的な取り組みとしては、市内の小中学校と三重県水産研究所、行政機関のほか農林水産業者が連携した志摩市ならではの漁業体験や農業体験、沿岸域の自然環境保全に関する環境教育がなされ実践されており、海洋教育の推進という視点から高い評価を受けています。これらの取り組みにより、将来的にUターンのきっかけとなることが期待できることから、継続して取り組むことにより成果の発現につなげていくことが必要です。

5. 里海文化の継承

入り組んだ海岸地形に点在している集落ごとに継承されてきた文化は非常に多様です。地域のコミュニティや志摩市歴史民俗資料館により、地域に引き継がれてきた多様な文化を保存する取り組みが進められていることは優れた取り組みです。海女文化の保存に向けた取り組みが産業界とあわせて検討されており、その成果を期待します。



コラム
3つの重点的な取り組みと里海政策らしさ

「干潟の再生」

干潟の再生は、本計画で取り組みの「核」と位置付けた「豊かな自然の保全と管理」の要となる取り組みとして、重点的に取り組みを進めることになりました。

基礎自治体の方針として干潟再生事業に取り組み、三重県水産研究所や環境省とも連携し、市民や企業が参画して進めていく点がユニークで、生物による栄養の循環を促進し、内湾を「豊かな海」へと改善する効果が期待されます。

「地域資源のテキスト化」

地域資源のテキスト化は、個々の商品の素材の特徴・背景、産物を生み出す努力・志、利用や入手の方法などを紹介することとまらず、地域の個性・文化との関わり、里海政策とのかわりを明示することで、「本物であること」「里海の産物であること」をアピールし、他の地域の産物との差別化を図ることを目的に取り組みを進めることとなりました。

これまでに「きんこ」や「アカモク」などをはじめとする地域資源のテキスト化が進められています。

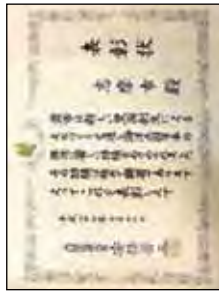
「里海学舎の構築（里海ツーリズム）」

里海学舎は、地域の個性を深く体験し味わってもらう「里海ツーリズム」をコーディネートするとともに、ガイド（小売り業者、生産者を含む）の養成、研修などを担うものとして、重点的に取り組みをすすめることになりました。「地域資源のテキスト」は、里海ツーリズムの推進に欠かせないもので、観光客が訪れた時、体験した時に手にとって読んでもらおうとともに、ガイドや店の人が説明するためのツールとなります。

現在、里海ツーリズムの推進に関わる施設や事業所のネットワーク化、学びのコンテンツの整理、ガイド養成に向けた準備が進められています。

海洋立国推進功労者表彰(内閣総理大臣賞)を受賞

志摩市は、平成27年7月に第8回海洋立国推進功労者表彰※を受賞しました。この受賞は「豊かな海と山が与える自然からの恵みにより産業や生活環境が成り立っていることを認識し、その恵みを持続的に活用できるよう、我が国の自治体で初となる「沿岸域総合管理計画」を策定・推進するなど、自然環境の保全・再生を図り、自然環境と調和した秩序ある利活用を通じて、地域の経済活動の再生と活性化に取り組みとともに、国際的組織に我が国初の加盟自治体として情報発信・収集といった加盟各国自治体との連携に積極的に取組を行った。」ことが評価されたもので、自治体としては初めての受賞となります。志摩市の進めまわす取り組みが全国的にも優れた取り組みであると評価されています。



3

第2次基本計画に向けた計画見直しの視点

第2次基本計画は、第1次基本計画の評価及び提言書に取りまとめられた以下の提言や、第2次志摩市総合計画や志摩市創生総合戦略の策定過程で集約されたさまざまな意見や検討された志摩市独自の視点を踏まえて取り組み内容の見直しを図っています。

(1) 3つの取り組み分野に関する提言（要約）

1. 『自然の恵み』の保全と管理

- ・情報は、現場の活動団体が自ら連携を模索するようになるまで長期にわたり反復的に発信していくことが必要。
- ・適切な自然の利用と景観の保全を図っていくためのルールづくりに対する理解を図ることが必要。
- ・「里海ライフスタイル」に温室効果ガスの排出抑制を加え、市民への啓発と市外への情報発信を行うことが必要。
- ・廃棄物再利用などの資源循環の取り組みを経済活動として推進することが必要。
- ・市民参加型の干潟や藻場*の再生事業、希少生物保全の取り組みの進捗を期待する。

2. 沿岸域資源の持続可能な活用

2-1 『稼げる里海』の創生

- ・水産資源管理の取り組み努力を里海政策と関連させてより強調することが必要。
- ・森林資源の活用方法の検討や鳥獣害対策について、地域単位で抜本的な対策が進むことを期待する。
- ・「里海ツーリズム」の展開を加速し、市全体の産業の活性化につなげることを期待する。
- ・学校給食、観光施設などにおける地産地消率の把握について検討することが必要。
- ・農水商工観光連携により地域内で経済効果を循環させることが必要。
- ・農業以外にも新規就業者、移住者を求め、その支援を行うことが必要。

2-2 『学べる里海』の創生

- ・自然環境の保全が地域の産業活性化に必要であることを意識して子どもたちに伝えていくことが必要。
- ・人材の育成のため、効果的な研修機会を設け、取り組みが継続できる仕組み（里海学会）が必要。
- ・里海の観光施設としての排水対策など自然環境への配慮についてPRする仕組みが必要。
- ・里海学会が中心となった連携で、さらに充実した体験や教材の提供が行われることを期待する。

2-3 『遊べる里海』の創生

- ・生物親和性の高い河川・海岸改修と、減災に向けたハード・ソフトにおける対応の進捗を期待する。
- ・沿岸域利用のルールについて必要などころから先行して検討を進めることが必要。
- ・活動主体間の連携を図るとともに情報の効果的な発信を助け、取り組みの輪を拡大していくことを期待する。

3. 地域の魅力の向上と発信（地域ブランディング）

- ・個別商品の「テキスタイル化」を行い、単なる商品説明ではなく「新しい里海のまち・志摩」のコンセプトとの関わりを説明することで「地域ブランディング」が強化されます。この取り組みの目標を理解し、共有することが特に重要。
- ・「里海」の理念が理解されるよう、情報戦略の検証が必要。

第4章 まちづくりの取り組み内容

(2) 5つの期待される成果に関する提言(要約)

1. **豊かな自然環境の保全と再生**
 - ・環境や産業の状況をモニタリングし、公的な研究機関や大学などと連携して科学的な検証を行いながら取り組みを進めていくことが必要。
 - ・豊かな自然の恵みの保全が産業振興のもとにあることを、**里海学会**の構築を通して深く理解することが非常に重要である。
2. **持続的・安定的な農林水産業の実現**
 - ・生産性の向上を図るとともに、地域そのもののブランド化を通して生産物の付加価値の向上を図っていくことが必要。
 - ・本市を訪れる観光客などを対象に、地産地消型の商品販売による経済効果の地域内循環と生産者価格の維持を図ることが必要。
 - ・戦略的なブランド化の取り組みを進めるうえで、個々の基幹的な**商品のテクニスト**の作業を急ぐことが必要。
3. **魅力的な観光地の創生**
 - ・里海ツーリズムを展開して行くため、さまざまな関係者が連携し、事業の運営やガイドなどの養成を行う責任ある窓口として**里海学会**組織の構築が必要。
 - ・本市を訪れた人々が本市のファンとなり、観光や商品購買のリピーターとなることで地域経済の活性化につながるようすることが必要。
4. **次世代を担う後継者の育成**
 - ・長期的に、地域の子どもたちに本市の自然環境の保全や地域資源の持続可能な利用、里海文化について学ぶ機会を提供することが必要。
 - ・少子高齢化が進む中で、市外から人材を募っていくことも必要。
5. **里海文化の継承**
 - ・地域に継承されている貴重な文化を保存、記録し、次世代へ継承することが必要。

第4章では、本市の重点目標である「新しい里海」の恵みを市民みんなが生かすまちづくりを推進するため、第2次基本計画期間中に総合的に推進すべきさまざまな取り組み内容を次ページ以降に紹介します。

第1次基本計画ではさまざまな取り組みの中から「**干潟の再生**」「**地域資源のナキスト化**」「**里海学会の構築(里海ツーリズム)**」の3つの事業を重点的な取り組みと位置付けましたが、本計画でもこれら3つに加え、必要に応じて具体的に集約的なテーマに重点を絞って取り組みを進めます。

【新しい里海の恵みを市民みんなが生かすための取り組み】 【取り組みにより期待される成果】

1. 自然の恵みの保全と管理	(1) 新しい里海の恵みに関する情報の共有	伊勢国立公園としての適切な自然の利用と景観の保全
	(2) 環境に負荷をかけない生活スタイルの推進	環境に負荷をかけない産業の仕組みの構築
	(3) 生物多様性の保全と再生	新しい里海の環境モニタリング体制の確立
	(4) 資源管理型漁業の推進	森林・農地の適切な利用の推進
	(5) 里海ツーリズムの推進	里海ツーリズムの推進
	(6) 地産地消の推進	産業者の連携の推進
2. 自然の恵みの持続可能な活用	(1) 産業者の担い手育成	産業者の担い手育成
	(2) 学校教育における里海学習の充実	学校教育における里海学習の充実
	(3) 市民みんなが参加できる里海観光客に対する里海学習や体験学習機会の提供	市民みんなが参加できる里海観光客に対する里海学習や体験学習機会の提供
	(4) グラム・教材の開発	親しみやすい安全な沿岸域の形成
	(1) 親しみやすい安全な沿岸域の形成	みんなが沿岸域を使える制度やルールを整備
	(2) みんなが沿岸域を使える制度やルールを整備	美しい沿岸域維持のための清掃活動の推進
3. まちの魅力の向上と発信(地域ブランディング)	(1) 市民や関係者の取り組み目標の共有と理解	まちの魅力の取り組み目標の共有と理解
	(2) 地域産品の品質管理や認証方法の構築	地域産品の品質管理や認証方法の構築
	(3) 地域イメージの効果的な情報発信	地域イメージの効果的な情報発信

豊かな自然環境の保全と再生

人と自然との共生による、豊かでさまざまな生き物の住む新しい里海の実現と、「自然の恵み」の還元

持続的・安定的な農林水産業の実現

持続的な里海資源の利用方法の確立と、高い品質に守られた価格形成による安定的な農林水産業経営の確立

魅力的な観光地の創生

本市独自の『里海ツーリズム』の創出による、魅力的で何度も訪れたくなる観光地の創生

次世代を担う人材の育成

地域の自然環境や産業の魅力についての理解を醸成し、使命感と希望をもって地域に貢献できる人材の育成

新しい里海の文化の継承

レクリエーションや市民活動を通して市民と里海とのふれあいの増加による、里海を中心とした地域文化の継承と豊かな生活の維持

稼げる！学べる！遊べる！新しい里海のまち

志摩市創生総合戦略
(第1期)

平成28年3月1日
志摩市

③② その他の計画に基づく自治体推進

① 「自然と共生するまち」と「市民が協働するまち」

志摩市では、10年間のまちづくりに関する基本的な方針を定めた市政運営の最上位計画として「志摩市総合計画」を定めて、「①自然と共生するまち、及び②市民が協働するまちをまちづくりの基本理念としています。そのうえで、「自然と共生するまち」を志摩市の推進策として定めています。

そこで、志摩市の地方創生においては、社会課題に重点を置くことで、志摩市総合計画で掲げる姿に寄与するよう具体的な施策の実施に努めます。

② 新しい県域広域の要市民みんなが生かすまちづくり型

志摩市では、市の全域の価値と中間集落圏が設定されている圏域を圏域として一体的に管理するため「志摩市圏域創生基本計画」を定めて、新しい県域の広域を市民みんなが生かすまちづくりを進めています。

そのための取り組みの基本方針として、「①自然の恵みの保全と管理、②自然の恵みの持続可能な活用、及び③まちの魅力の向上と集落のまっつくり」の3つの方針が掲げられており、特に③の方針に基づいて、「開ける集落のまちづくり」、「学べる集落のまちづくり」及び「遊べる集落のまちづくり」の3つの集落のまちづくりに取り組むこととされています。

そこで、志摩市の地方創生においては、本市の推進する集落創生に寄与するよう具体的な施策の実施に努めます。

③ 志摩の雄大な自然と悠久の歴史、伝統、文化を、「にぎわい」がもてる集落をづくり型

志摩市では、本市の美しい自然景観や豊かな歴史、文化的景観を大切にすることや、市民が郷土への愛着と誇りを感じることも、本市を訪れる人々に良い印象を与えるという考えのもと、良質な景観の形成は、まちに誇りをもたせ、集落の魅力を高め、集落の活性化を促すことにもつながるという意図に基づき、本市のもつ自然、歴史、文化等から見た本市にふさわしい良質な景観の推進を図るため、「志摩市景観計画」を定めて、景観まちづくりを推進しています。

このなかでは、本市の各区域にある豊かな自然、歴史・伝統文化をもつ地区を重点集落地とし、その集落の持つ魅力を引き出し、豊かに継承するとともに、これらの地区を、良質な景観の形成に配慮した道路ネットワークとしてつなげることにより、各地区での来訪者を観光客の交流の拠点としたり、それが志摩市全域に展開する、「にぎわい」のネットワークの形成を図ることとしています。

そこで、志摩市の地方創生においては、重点集落地区を中心にネットワークを形成することにより本市の推進する景観まちづくりに寄与するよう具体的な施策の実施に努めます。

小浜市海のまちづくり計画

平成27年4月

小浜市海のまちづくり協議会

目次

	ページ番号
はじめに	
1. 計画策定の趣旨・位置づけ	2
2. 計画の対象範囲	2
3. 計画の期間	3
第1章 基本方針	
1. 小浜市の目指す姿	3
2. 取組みの基本的な方向	3
(1) 沿岸域総合管理に基づく取組みの推進	
(2) 自然環境の保全	
(3) 産業・教育の振興	
(4) 市民参加を通じた郷土愛の醸成	
第2章 具体的な取組み事項	
■ (仮称)「海のまちづくり未来会議」の設置	4
■ ハマ自慢大会の開催	5
■ 砂浜の生き物調査の実施	6
■ 食べられる海藻の調査・研究、活用	7
■ 地下水・湧水の調査・研究、活用	8
■ イサザの調査・研究、活用	9
■ 海岸漂着ゴミの回収・処理のルールづくり	10
第3章 計画の推進	
1. 計画の推進体制	11
2. 計画の進捗管理	11
3. 情報の発信	11
○小浜市海のまちづくり協議会 委員名簿	12

まち・ひと・しごと創生

小浜市総合戦略



平成 27 年 10 月 30 日

福井県 小浜市

2) 水産業

(1) 消費者からの需要が高い「高級もの」の生産拡大

- ・ 福井県立大学海洋生物資源学館や若狭高校海洋科学科、福井県栽培漁業センター等の市内に集積する水産研究・人材育成機関との連携を図り、水産物の生産拡大および高付加価値化を進めます。
- ・ 人工的に産場を造成し、サザニやアサヒ、タニ等の種苗生物が生息しやすい環境を整備するとともに、産場に生える海苔の商品化を進め、漁業者の所得向上を図ります。
- ・ 小浜市と隣の伊豆川について、震災による非産量の拡大に取り組みとともに、日本遺産に認定された「御食国若狭と鯖街道」のストーリーを活かした販路を開拓し、観光誘客につなげます。
- ・ 福井県栽培漁業センター等と連携して、地域の特徴や消費者ニーズを踏まえた魚種の検討を行い、市内に集積している水産研究機関の技術を活かした新しい栽培漁業を推進します。
- ・ 産地誘うみや権限物産会等の産場整備による資源保護を推進します。
- ・ 漁港施設等の機能確保のため、機能保全計画による整備・維持補修を実施します。

(2) 水産業を核とした経済の好循環の創出

- ・ 「おはま産物下」や「小浜ささげけ」、「魚焼き鮎」、「へしこ・なれさば」など、地域に根づく小浜市独自の食品加工文化をブランド化し、地域内外に向けて発信することで、小浜市に集積する水産物の流通・加工業の活性化を図ります。
- ・ 近年のブルーツーリズムに対するニーズの高まりに対応するため、各々に異なる漁業集落の特徴を活かした訪問・滞在プログラムを開発することで、交流人口の拡大を図り、漁村全体の活性化につなげます。
- ・ 小浜市のその他の観光資源と連携しつつ、小浜市で「獲る・加工する」段階から、市内で「楽しむ・食べる・買う」、市外で「売る」段階までをつなげることで、経済的好循環の創出を図ります。

(3) 沿岸域総合管理による「海のまちづくり」の推進

- ・ 沿岸域総合管理の手法を活用して、漁業者や市民、行政等の様々な主体が連携して海の環境保全等に取り組む、小浜市の海の魅力を内外に発信します。
- ・ 豊かな自然環境の形成、海の手入れ・安心の提供、やすらぎ空間の提供等の水産業・漁村の多面的な機能の発揮に向けた支援を行い、魅力と活力のある漁業・漁村の構築を図ります。

全国アマモサミット 2016 in 備前

備前発! 里海・里山ブランドの創生 ~地域と世代をつなげて~



備前市日生は、海のゆりかごと呼ばれ健全な沿岸環境の維持に欠かせない「アマモ場」再生活動発祥の地として知られています。昭和60年に地元の漁師19名がアマモの種播きに着手したのを皮切りに、30年もの長きにわたり活動を継続してきました。現在では、アマモ研究者をはじめとする有識者はもとより、消費者団体や次世代を担う学生や子ども達も参画し、活動の輪は新たな広がりを見せています。

では、なぜ人はアマモ場の再生を目指すのでしょうか?

海のために…。自分のために…。未来の子どもたちのために…。その答えは人それぞれですが、なぜか活動している人たちはみんな「笑顔」で参加しています。

アマモ場の恵みを様々な視点から改めて見直し、このような活動の輪をさらに全国に広げるべく、有識者による基調講演やパネルディスカッションを軸とした「全国アマモサミット2016 in 備前」を開催します。

2016年

6月3日(金)~6月5日(日)

開催場所: 岡山県備前市 (メイン会場: 備前市立日生市民会館)

参加・宿泊のお申し込みは大会ホームページから(4月1日より募集開始)

6月3日(金)

◆ 沿岸環境関連学会連絡協議会ジョイント・シンポジウム

9:30~17:30 [日生町漁業協同組合] **入場無料**

「我が国沿岸域におけるアマモ場再生への道~これまでとこれから~」

◆ 流れ藻回収大作戦 **参加無料**

14:20~16:00 [日生町漁業協同組合 14:00集合]

※大会ホームページより事前登録が必要です。

6月4日(土)

◆ 全国アマモサミット **入場無料**

9:30~17:00 [備前市立日生市民会館]

第1部「アマモ場再生活動30年の歩み~振り返りと将来展望~」

第2部「アマモ場再生への道~里海づくりが目指すもの~」

第3部「里海・里山ブランドの発信~地域と世代をつなげて~」

◆ レセプション 18:00~20:00

参加費: 5,000円 ※大会ホームページより事前申し込みが必要です。

6月5日(日)

◆ 海辺の自然再生・高校生サミット **入場無料**

9:00~12:10 [備前市立日生市民会館]

◆ 全国アマモサミット クロージングイベント **入場無料**

12:10~12:30 [備前市立日生市民会館]

同時開催 ◆ 里海体験ツアー、観光ツアー

※大会ホームページより事前申し込みが必要です。

【主催】全国アマモサミット2016 in 備前 実行委員会

大会長: 吉村武司 (備前市長)

実行委員長: 田中文裕 (NPO法人里海づくり研究会 理事・事務局長)

構成: 日生町漁業協同組合・伊里漁業協同組合・備前商工会議所・備前東商工会・備前観光協会・

岡山県備前焼陶友会・笹川平和財団海洋政策研究所・NPO法人里海づくり研究会・

認定NPO法人共存の森ネットワーク・NPO法人海辺づくり研究会・生活協同組合おかやまコープ・

(公財)おかやま環境ネットワーク・岡山県・備前市

【共催】沿岸環境関連学会連絡協議会

構成: 日本水産学会・土木学会海洋工学委員会・

沿岸域研究連携推進小委員会・日本海洋学会海洋環境問題委員会・日本水産工学会物質循環研究会・

土木学会水工学委員会・日本船舶海洋工学学会海洋環境研究会・応用生態工学学会・水産海洋学会・

日本海洋学会沿岸海洋研究会・日本沿岸域学会・日本ベントス学会・日本プランクトン学会

【後援】環境省・水産庁・国土交通省中国地方整備局・岡山市・倉敷市・瀬戸内市・玉野市・笠岡市・

浅口市・全国漁業協同組合連合会・岡山県漁業協同組合連合会・NHK岡山放送局・山陽新聞社・

朝日新聞岡山総局

【協賛】生活協同組合おかやまコープ・東海シープロ(株)はりまフレッシュ事業部・金平鉄鋼(株)・満長建設工業(株)・

(株)エイト日本技術開発・アイサワ工業(株)・橋本産業(株)・日生信用金庫・岡山県漁業協同組合連合会・

岡山県漁船保険組合・東備水産振興協議会・クラレケミカル(株)・キリンビールマーケティング(株) ほか



★お問い合わせ先★

全国アマモサミット2016 in 備前 実行委員会事務局

(備前市まち産業課 里海・水産係)

〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地

TEL: 0869-64-1836 FAX: 0869-64-1850

大会ホームページ <http://amamo-summit2016.com>

アマモサミット プログラム

※プログラムは変更される場合があります。ご了承ください。

6.3 金

■ 沿岸環境関連学会連絡協議会ジョイント・シンポジウム 「我が国沿岸域におけるアマモ場再生への道～これまでとこれから～」

9:30～17:30 【日生町漁業協同組合】

全国のアマモ研究者が一堂に会し、アマモ場の重要性を再認識し、アマモ場再生技術の現状と課題を総括する議論を聞いてみませんか？

■ 流れ藻回収大作戦

14:20～16:00 【日生町漁業協同組合 14:00集合】

アマモ場再生活動の一環としておこなう流れ藻の回収を、日生中学校の生徒たちと共に体験してみませんか？

※大会ホームページより事前登録が必要です。乗船数に限りがありますので先着順で定員となり次第締め切りとさせていただきます。

6.4 土

■ 全国アマモサミット 9:30～17:00 【備前市立日生市民会館】

8:30～ 受付開始（開場9:00～）

9:30～ オープニングセレモニー（日生中学校吹奏楽部）

第1部「アマモ場再生活動30年の歩み～振り返りと将来展望～」

10:15～ 基調講演Ⅰ「岡山県日生のアマモ場再生の特徴－
水産業の過去の教訓と経験の活用と広域的な人のつながり」
九州大学大学院工学研究科 准教授 清野聡子氏

10:35～ 基調講演Ⅱ「人と海に学ぶ海洋学習 ～日生中の挑戦～」
日生中学校 教諭 藤田孝志氏

10:50～ 日生中学校生徒による演劇「海に種まく人々」

11:30～ パネルディスカッション「海の守り人の声」
■コーディネーター：日生中学校の卒業生
■進行サポート：認定NPO法人共存の森ネットワーク事務局長 吉野奈保子氏
■パネリスト：瀬本重廣氏、藤本泰三氏、磯本洋氏、川瀬義徳氏、早川碧清氏【日生の漁師】、
本田清寿美氏【元つぼ網組婦人部】、田中文裕氏【NPO法人里海づくり研究会】

12:15～13:15 昼休憩

第2部「アマモ場再生への道～里海づくりが目指すもの～」

13:15～ 基調報告「沿岸環境関連学会連絡協議会ジョイント・シンポジウム
我が国沿岸域におけるアマモ場再生への道～これまでとこれから～」の成果報告
北海道大学大学院水産科学研究科 教授 今井一郎氏

13:30～ パネルディスカッション「全国各地の取り組み～地域をつなぐ里海づくり～」
■コーディネーター：九州大学 名誉教授 柳哲雄氏
■パネリスト：木村尚氏【東京湾】、佐藤伸寿氏【東松島市】、
藤田孝志氏【日生中学校】、西野ひかる氏【小浜湾】、川畑友和氏【指宿市】、
岩井克巳氏【大阪湾】、平賀大蔵氏【三重県】

14:55～15:05 休憩

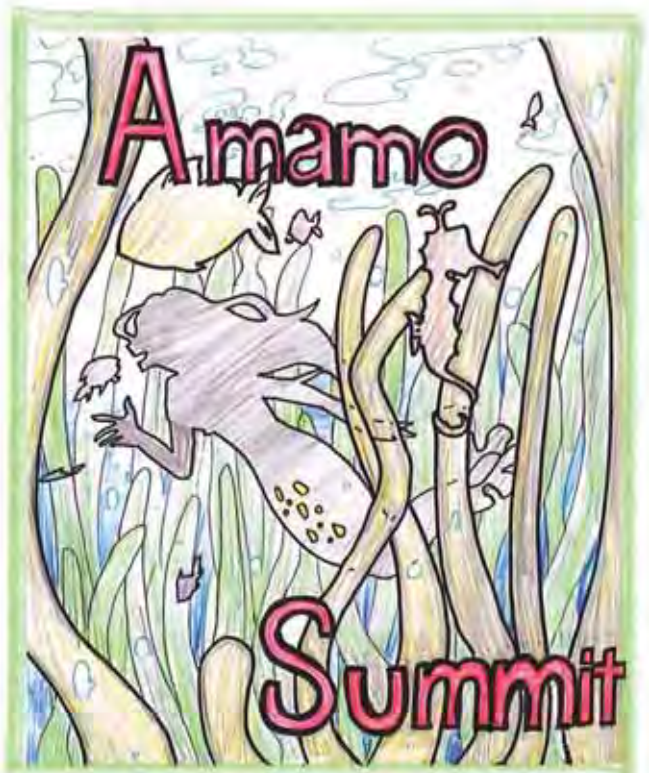
第3部「里海・里山ブランドの発信～地域と世代をつなげて～」

15:05～ 基調講演「里山資本主義から里海資本論へ」
NHKエンタープライズ エグゼクティブ・プロデューサー 井上恭介氏

15:35～ パネルディスカッション「備前発！里海・里山ブランドの創生～地域と世代をつなげて～」
■コーディネーター：笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部部長 古川恵太氏
■パネリスト：井上恭介氏【NHKエンタープライズ】、天倉辰己氏【日生町漁協】、
森本温美氏【生活協同組合おかやまこープ】、平川忠氏【備前焼作家】、
藤井和平氏【笠岡市漁協】、洗澤寿一氏【認定NPO法人共存の森ネットワーク】

18:00～ レセプション 会費 5,000円

※大会ホームページより事前申し込みが必要です。



6.5 日

■ 海辺の自然再生・高校生サミット

9:00～12:10 【備前市立日生市民会館】

主催：NPO法人海辺づくり研究会
認定NPO法人共存の森ネットワーク

助成：一般財団法人セブン-イレブン記念財団（予定）
全国各地の小・中・高校生による活動発表&意見交換

■ 全国アマモサミットクロージングイベント

12:10～12:30 【備前市立日生市民会館】

12:10～ 大会宣言 田中文裕実行委員長
（NPO法人里海づくり研究会 理事・事務局長）

12:20～ 次期開催地PRと引き継ぎ式

同時開催

◆ 里海体験ツアー、観光ツアー

30年間継続してきたアマモ場再生活動の
成果を感じてみませんか。

※大会ホームページより事前申し込みが必要です。



市民によるアマモ花枝の採り

アマモ場内に群れるメバル幼魚

日生中学校生徒による
流れ藻回収

BIZEN

備前市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン
備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略



岡山県備前市

3. 基本的な方向

(1) 基本的な考え方

子育て世代の人口減出を抑制して市に活気を取り戻すことを前提に、第2次総合計画では、「教育のまち藤前」を核として掲げ、教育の質・学力の向上、子育て支援や福祉の充実などに取り組んでいます。

その際として、小中学校の児童・生徒へのタブレット端末配布、幼保一体型施設建設等を推進しており、「藤前市＝教育のまち」が定着することにより、子育て世代が、都市の生活の利便性よりも教育価値の備った本市の保育園・幼稚園・小中学校に我が子を送りたいと訪れようになれば、子育て世代の減出防止だけでなく都市部からの取り込みも可能と考えています。

産業振興面は、企業用地の造成等、企業誘致による雇用の拡大も図って人口増減率に切り込んでいますが、さらに、地域の資源を生かした特長ある事業に取り組みます。

本市の特徴である豊かな自然と伝統文化の活用が本市独自の魅力になると考えており、緑山・里山が持つ山岳資源・水産資源の活用によりコンパクトシティの実現に加え、魅力ある地域づくりに取り組みます。

緑山づくりでは、間伐材を原料に木質パワーカーを製造し燃料として活用する木質バイオマスによる再生可能エネルギーモデル事業など里山の資源を生かす事業を早急進捗で推進し、新事業種と雇用を生み出し、人口減少の抑制と活気あるまちづくりにつなげていきます。

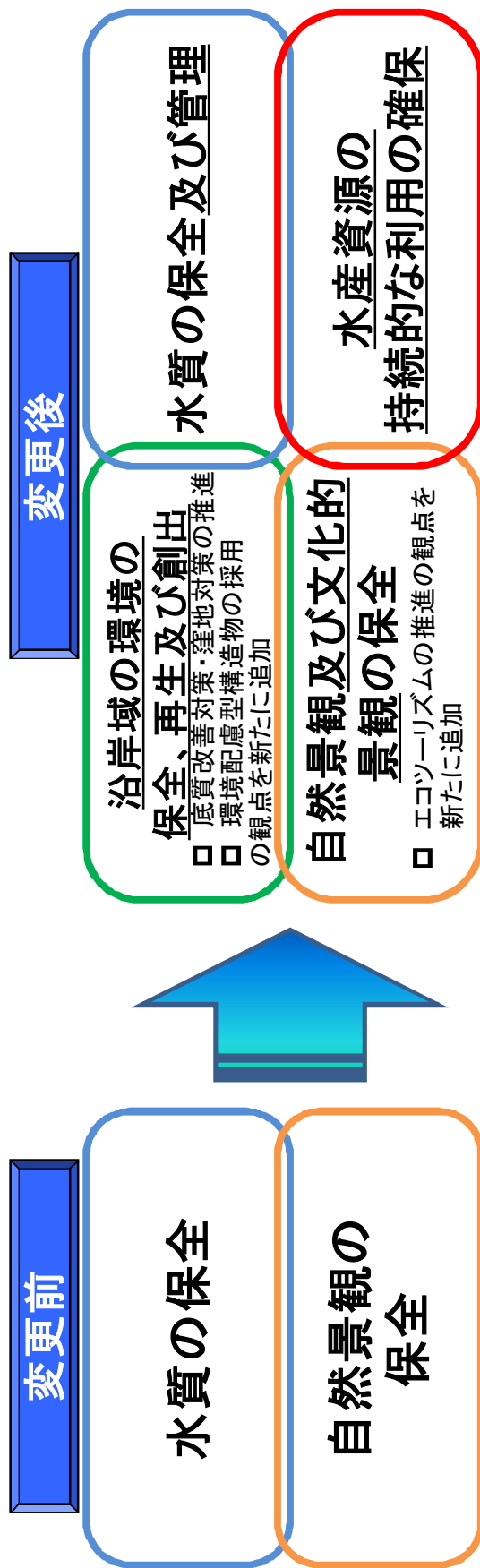
里山づくりでは、アサヒ園の再生活動を核とし、豊かな里を再生することにより、地元産物の付加価値の向上、観光収入の増加を図り、農業就業人口の減少に歯止めをかけるとともに、水産物のブランド化による新たなビジネスを構築し、雇用創出につなげていきます。

コンパクトシティでは、市内各地に小さな拠点をづくり、中心部まで出て行かなくても生活ができるまちにしています。その具体的な手法となるのがIC¹であり、ICで各地との物理的な距離を埋め、新事業には、受け皿サービス、高い付加価値、ネット接続などに注ぎ、市内ならどこに住んでも安心というまちを実現したいと考えています。

文化面では、本市にある旧国史学校は、江戸時代から今もその学びの精神を伝え続ける学びの原動力であり、「教育のまち」のイメージです。これと千年の歴史を持つ御前山の塔頭を結び、人を育て、人を知り、伝統と先進性を併せ持つ魅力あるまちを目指します。

「瀬戸内海環境保全基本計画」変更のポイント

- 『豊かな瀬戸内海』という考え方を踏まえ、生物多様性の観点から、藻場・干潟等の保全を含んだ「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」を新たに目標立てし、今後の施策の方向性を明確化
- 水質保全に関して、水質汚濁防止のための保全に加え、地域性や季節性に合った水質の管理が重要であるため、水質保全の目標に「管理」の観点を追加
- 生物多様性の観点からも、水産資源が、生態系の構成要素であり限りあるものであるため、「水産資源の持続的な利用の確保」を新たに目標立てし、今後の施策の方向性を明確化
- 現計画も含めこれまでの計画において、期間を設けておらず進捗管理の規定がなかったため、計画の期間を設け、施策の進捗状況について点検を行うことを明確化



⇒ 湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応し、多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』を目指す

瀬戸内海環境保全特別措置法の改正の概要

(平成27年10月2日公布・施行)

【総則的事項】

「瀬戸内海の環境の保全」に関する基本理念の新設(第2条の2)

瀬戸内海の特性

- ・我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活・生業及び地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地
- ・国民にとって貴重な漁業資源の宝庫
- その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきもの

- ①瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性・生産性が確保されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海(里海)とする
- ②施策は、規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動(いわゆる「里海づくり」の活動)を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全・再生・創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進する
- ③施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行う

瀬戸内海環境保全基本計画及び府県計画に関する改正(第3条・第4条)

○政府は、基本理念にのっとり、次に関する瀬戸内海環境保全基本計画を策定

- ①沿岸域環境の保全・再生・創出
- ②水質の保全・管理
- ③自然景観・文化的景観の保全
- ④水産資源の持続的な利用の確保 等

○政府は、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更(いわゆるPDCAサイクルの明確化)

○関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の実情に応じたものとなるよう、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会(湾灘協議会)の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずる

※関係府県 大阪・兵庫・和歌山・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・福岡・大分・京都・奈良の13府県

○これらの計画の達成に必要な措置が円滑・着実に実施されるよう、国は、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努める

【具体的施策の追加等】

漂流ごみ・海底ごみの除去等の施策の追加(第16条の2・第19条の2・第19条の3)

○国及び地方公共団体は、①漂流ごみ・海底ごみの除去等、②生物の多様性・生産性の確保に支障を及ぼす動植物の駆除等、③水産動植物の繁殖地の保護・整備、水産動物の種苗の放流等に努める

貧酸素水塊の発生機構の解明等の施策の追加(第18条)

○政府は、貧酸素水塊の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努める

自然海浜保全地区の指定に係る干潟の明記(第12条の7)

○関係府県が、干潟について自然海浜保全地区の指定をすることができることを明らかにする

環境大臣による環境状況の定期的な調査とその結果の活用を法定化(第19条の4)

○環境大臣は、瀬戸内海の環境の状況を定期的に調査し、その結果を法の適正な運用に活用

【検討条項】(附則第2項・第3項)

①政府は、瀬戸内海における栄養塩類(りん・窒素)の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、その成果を踏まえ、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

②政府は、①のほか、法施行後5年以内を目途として、新法の施行状況を勘案し、特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる



東京湾再生プロジェクトについて

About the Tokyo Bay Renaissance Project

[東京湾再生プロジェクトについて](#)

[東京湾再生プロジェクトの経緯](#)

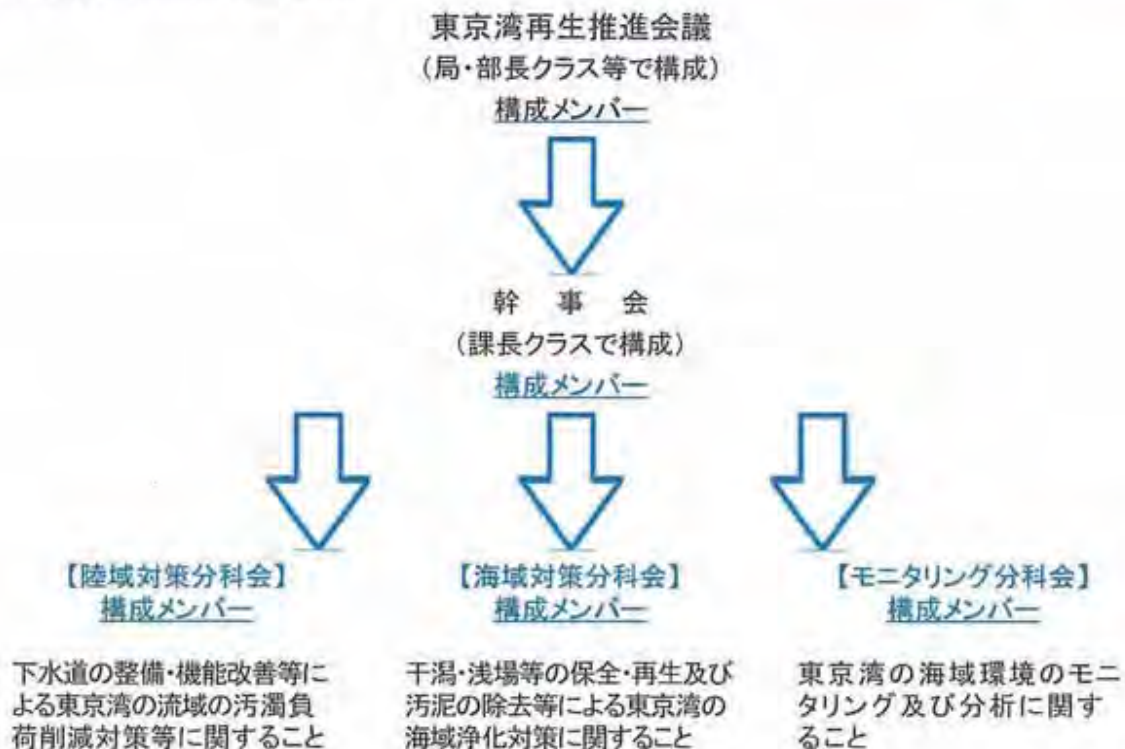
[東京湾再生推進会議の構成](#)

[会議開催状況](#)

[東京湾再生のための行動計画](#)

[行動計画の評価](#)

■東京湾再生推進会議の構成



事務局: 国土交通省港湾局 水管理・国土保全局下水道部 海上保安庁

■[Home top](#)

2. 東京湾再生のための行動計画(第一期)の総括

第一期計画の評価

東京湾の「**底層のDO(溶存酸素量)**」に**明らかな改善傾向は認められない**ものの、化学的酸素要求量(COD)、窒素、リンの発生汚濁負荷量は着実に減少し、再生された浅場や干潟で生物の生息が確認されるなど、取組に対する一定の成果が認められた。

第一期計画での明らかになった課題

- 行動計画の評価指標では評価出来ない環境施策や行動が多くある。より**きめ細やかな評価指標**の設定が必要。
- 環境改善は短期間で達成できるものではないので、**長期的視点で粘り強く取組を継続**するとともに、改善に向けた**活動や行動の輪を広げる**工夫が必要。

3. 東京湾再生のための行動計画(第二期)の概要

第二期行動計画の全体目標

快適に水遊びができ、**「江戸前」をはじめ**多くの生物が生息する、
親しみやすく美しい「海」を取り戻し、
首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する。

(第一期の目標に**「江戸前」**
(=東京湾全体でとれる新鮮な魚介類)を追加。)

第二期行動計画のポイント

- 長期的視点で粘り強く取組を継続するとともに、できることをできるところから一つずつ環境改善対策を積み重ねる。
- 東京湾の環境改善に向けた活動や行動の輪を広げるため、企業、NPO、水産関係者、研究者、ジャーナリスト、市民等東京湾に関わりをもつ多様な主体で構成される**「東京湾再生官民連携フォーラム」**を設置し、推進会議への提案等を行う組織とする。
- 施策の効果を端的に評価できる場所を**アピールポイントとして7カ所設定**する。
- あらゆる興味を東京湾に引き付けられるよう、**評価指標**や手法を工夫する。

平成27年8月19日現在

東京湾再生推進会議委員名簿

◎：議長

内閣官房内閣参事官

国土交通省水管理・国土保全局下水道部長

〃 水管理・国土保全局長

〃 大臣官房技研参事官（港湾）

◎ 〃 海上保安庁次長

農林水産省農村振興局整備部長

〃 林野庁森林整備部長

〃 水産庁増殖推進部長

〃 〃 漁港漁場整備部長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

〃 大臣官房審議官（水・大気環境局組織）

埼玉県環境部長

〃 都市整備部長

千葉県環境生活部長

〃 県土整備部長

東京都下水道局長

〃 環境局自然環境部長

〃 港局局長

神奈川県環境農政局環境部長

〃 県土整備局河川下水道部長

横浜市長官庁建設局長

〃 港局長

川崎市環境局長

〃 建設総務局長

〃 上下水道事業管理審

〃 港局長

千葉市建設局長

〃 環境局長

さいたま市建設局長

〃 環境局長

平成26年6月31日

東京都再生推進会議幹事会幹事名簿

国土交通省水管理・国土保全局河川環境部流域治水室長

〃 〃 下水道部流域管理官

〃 港航局船舶産業課舟艇室長

〃 港航局海洋・環境課長

〃 海上保安庁総務部参事官

農林水産省農村振興局整備部農村整備官

〃 林野庁森林整備部計画課長

〃 水産庁水産増進部漁場資源課土壌保全室長

〃 〃 漁場整備部計画課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進課長

〃 水・大気環境部水環境課閉鎖性水域対策室長

埼玉県都市整備部都市計画課長

〃 下水道局下水道管理課長

〃 環境部水環境課長

千葉県国土整備部都市整備局下水道課長

〃 国土整備部港湾課長

〃 環境生活部環境政策課長

〃 環境生活部水質保全課長

東京都下水道局計画調整部カーボンマイナス推進担当課長

〃 港湾局港湾整備部環境対策担当課長

〃 環境局自然環境部水環境課長

神奈川県国土整備局河川下水道部流域海岸企画課長

〃 環境建設局環境部大気水質課長

横浜市環境創造局政策調整部政策課下水道政策調整担当課長

〃 港湾局企画調整部企画調整課計画担当課長

川崎市上下水道局下水道部下水道計画課長

〃 港湾局港湾政策部経営企画課長

〃 環境局環境対策部環境対策課担当課長

千葉市建設局下水道建設部下水道計画課長

〃 環境局環境保全部環境規制課長

さいたま市建設局下水道部下水道計画課長

〃 環境局環境共生部環境対策課長

東京湾再生官民連携フォーラムの活動

東京湾再生官民連携フォーラムは、多様な主体で構成され、東京湾再生推進会議への政策提言を行う組織です。東京湾の環境改善方策の検討などに取り組み、東京湾の大切さや東京湾のシンボル・江戸前の啓発活動を実施しています。



1. 東京湾再生のための行動計画について

経 過

- 東京湾の再生を図るため、平成14年2月に関係省庁及び自治体が「東京湾再生推進会議」を設置
- 平成15年3月に「東京湾再生のための行動計画(第一期)」を策定
- 平成25年5月31日に第一期行動計画の期末評価及び次期行動計画(第二期)を策定

東京湾再生のための行動計画

全体目標

快適に水遊びができ、
多くの生物が生息する。
親しみやすく美しい「湾」を取り戻し、
首都圏にふさわしい「東京湾」を
創出する。



汚泥の浚渫

海域環境の改善



海域のゴミ回収



各種協議の連携



下水道の整備



モニタリング



啓発活動



汚泥埋入異
物の削減

東京湾再生官民連携フォーラムの活動

7つのグループ組織（プロジェクトチーム<PT>）が活動しています

<平成25年11月23日発足>

◆東京湾環境モニタリングの推進PT

<ミッション>

- 東京湾再生推進会議と協働したモニタリング（東京湾環境一斉調査等）の実施及び成果についての普及、啓発を促進する。

◆生き物生息場づくりPT

<ミッション>

- 多様な関係者が連携した生き物生息場（アマモ場等）の再生策を提案する。
- 民間企業が主体的に自然再生を実施する際の枠組み・インセンティブ・PR方策等を検討する。



◆「東京湾再生のための行動計画」の指標検討PT

<ミッションは終了しました>

- 指標検討PTにより検討されたミッションは、フォーラム総会での承認を受け、平成26年11月17日に東京湾再生推進会議へ政策提案を行いました。

◆江戸前ブランド育成PT

<ミッション>

- 「江戸前」という言葉にのせた東京湾の魅力を広報する。
- 「江戸前」を通して検証した東京湾のブランド性を追究する。

◆東京湾大感謝祭PT

<ミッション>

- 東京湾各地で行われている様々なイベント等の情報を収集し、連携する。
- 東京湾に触れあい、楽しみながら環境について学ぶ機会を提供する。



<平成26年7月31日発足>

◆東京湾での海水浴復活の方策検討PT

<ミッション>

- 東京湾における海水浴の可能性検討や試行経験の交流を行い、課題解決の検討や試行拡充の方策を検討し、政策提案する。

◆東京湾パブリック・アクセスPT

<ミッション>

- 人々が、手軽に海に行ける既存のアクセスを広く紹介する
- 現状ではアクセスが困難な地域について、既存の社会資源等を有効活用しながら官民が一体となってアクセスの拡充方策の検討する。

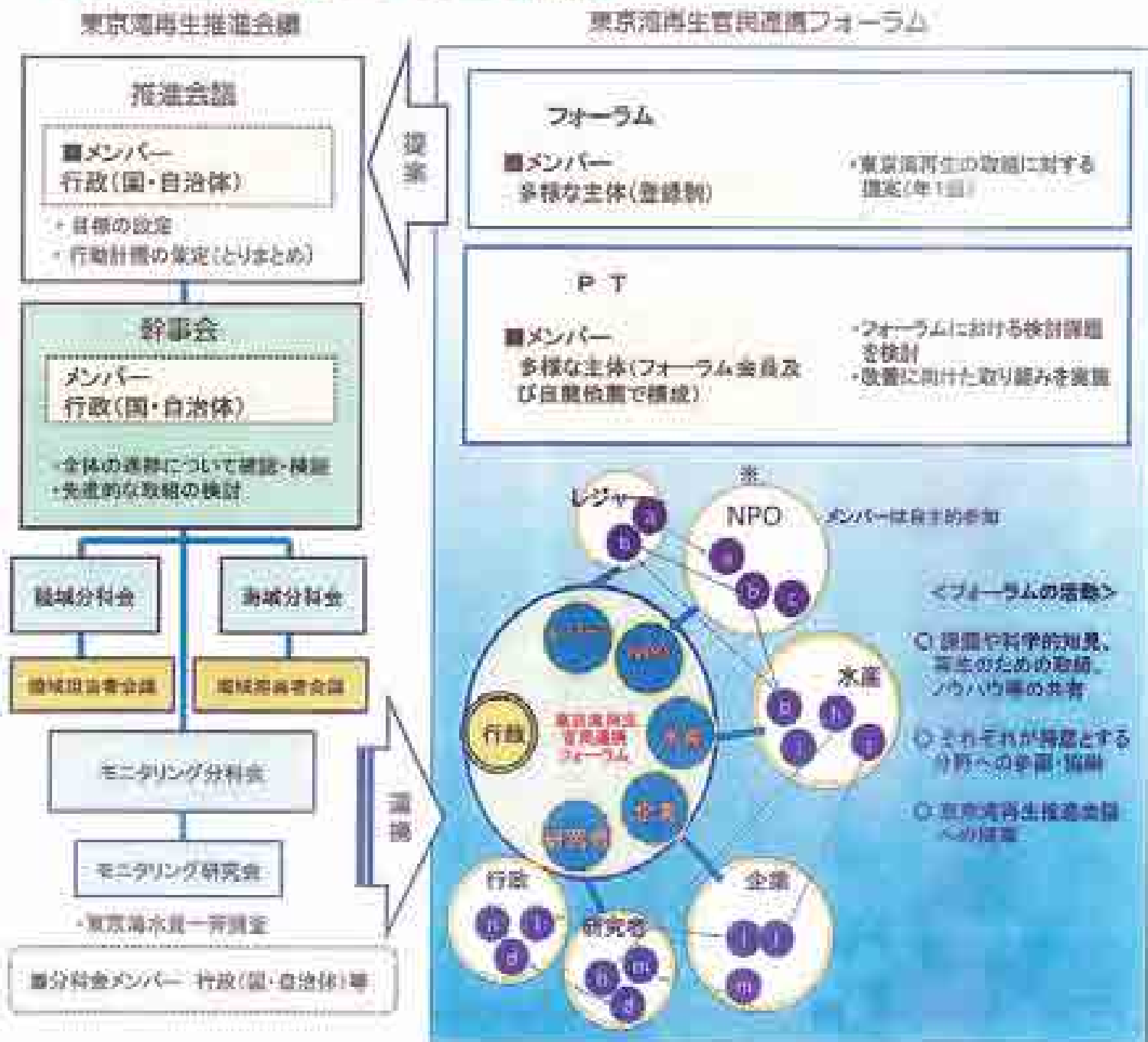
<平成27年5月28日発足>

◆「東京湾再生のための行動計画」の指標の活用PT

<ミッション>

- 東京湾再生官民連携フォーラムが提案した『指標』が効果的に活用できるようサポートする。このため、前回のPT活動である『指標検討』のステップから、『指標の効果的活用』のステップとして活用推進活動をおこなう。これにより東京湾再生のための行動計画（第二期）の全体目標が達成されることを支援する。

東京湾再生官民連携フォーラム活動組織

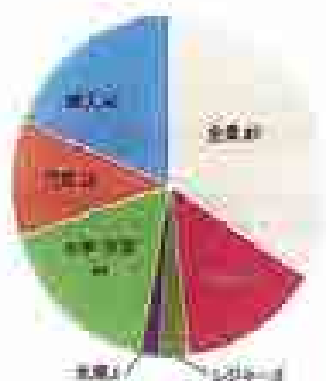


個人会員構成

平成27年8月31日現在

個人会員の合計283人

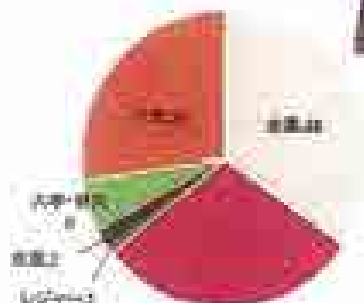
名称	人数	割合(%)
企業	87	31
NPO	36	13
レジャー	3	1
水産	4	2
大学・研究	44	16
行政	28	10
個人	48	17



団体会員構成

団体会員の合計109団体

名称	団体数	割合(%)
企業	39	35
NPO	32	29
レジャー	1	1
水産	2	2
大学・研究	4	4
行政	30	28



東京湾再生官民連携フォーラム事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目1番10号 第2虎ノ門電気ビルディング4F

一般財団法人 みなと総合研究財団総合研究財団内

TEL 03-5408-8288 FAX 03-5408-8741

<http://www.tbasete.com/>

報道・広報

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 東京湾再生官民連携フォーラムからの政策提案がなされました

東京湾再生官民連携フォーラムからの政策提案がなされました
～マコガレイ産卵場の底質改善に関する提案～

平成28年2月24日

2月18日(木)、官民で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」から「東京湾再生推進会議(東京湾に関係する省庁及び地方自治体により構成)」へ東京湾再生に向けた政策提案として、マコガレイの産卵場を再生するため等の「生き物生息場づくりに関する提案書」が提出されました。

東京湾の環境を改善するため、平成14年2月に東京湾再生推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置し、行政が主体となって施策を進めてきました。

その後、東京湾の環境改善に向けた活動や行動の輪を拡げることが目的として、平成25年11月に「東京湾再生官民連携フォーラム」(以下、「連携フォーラム」という。)が設立され、官民で連携・協働した取組を進められており、連携フォーラムから推進会議へ年一回の政策提案がなされています。

今回の提案内容は、10年スケールで官民が連携して取り組むべき生き物生息場づくりの基本的な考え方及び進め方についての提案、およびその具体的な施策の一つとして、マコガレイ産卵場の底質改善に関する提案となっています。

今後、推進会議において、本提案を踏まえ、東京湾再生に向けた施策への反映を検討していきます。

※推進会議は、東京湾に関連する11の省庁(部局)及び9の地方自治体により構成されており、平成25年5月に「東京湾再生のための行動計画(第二期)」を策定し、それに基づき東京湾の環境改善のための施策を実施している。






※連携フォーラムは、学識者、企業、NPO団体、行政関係者等、個人、団体を問わない多様な主体により構成されており、平成28年2月時点の会員数は個人会員268名、団体会員109団体となっている。

(推進会議及びフォーラムの詳細は下記HPをご覧ください)

東京湾再生推進会議: http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TB_Renaissance/index.html

東京湾再生官民連携フォーラム: <http://www.tbaisel.com/>

添付資料

- 報道資料(PDF形式) 
- 別紙1(手文の写真)(PDF形式) 
- 別紙2(政策提案書)(PDF形式) 
- 別紙3(東京湾再生推進会議の構成)(PDF形式) 
- 別紙4(東京湾官民連携フォーラムの構成)(PDF形式) 

お問い合わせ先

- 国土交通省港湾局海洋・環境課 鈴木(すずき)、保坂(保坂)
TEL:03-5253-8111 (内線46652、46663) 直通 03-5253-8684 FAX:03-5253-1653
- 国土交通省海洋情報部環境調査課 山尾(やまお)、渡邊(わたなべ)
TEL:03-5500-7152 FAX:03-5500-7154
- 東京湾再生官民連携フォーラム事務局 間瀬(ませ)、中島(なかしま)
TEL:03-5408-8298 FAX:03-5408-8741



別ウィンドウで開きます

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。
左のアイコンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロードしてください(無償)。
Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合はこちらをご覧ください。

かつての東京湾は湿地・干潟・浅瀬・沖合と続く広大な汽水域を持った連続性のある景観を有し、多様な植生は豊かな生態系を育んでいた。このような東京湾の未来の姿を少しでも再生するため、東京湾再生推進会議「東京湾再生のための行動計画（第二期）」に採られた東京湾再生の理念と具体目標に掲げられた「[江戸前]をはじめ多くの生物が生息する東京湾の創出」を踏まえ、10年スケールで官民が連携して取り組むべき生き物生息場づくりの基本的な考え方と進め方についての提案、およびその具体的な施策の一つとして、東京湾北部沿岸におけるマコガレイ産卵場の底質改善に関する提案を行う。

生き物生息場づくりの基本的な考え方と進め方についての提案

生き物生息場づくりの検討にあたっては、東京湾の再生が自然環境、周辺住民の生活、産業、文化の将来における持続的利用のため、東京湾の歴史の中で育まれてきた生き物、生態系及び景観の再生であることを踏まえ、陸から海への緩やかな景観の連続性を取り戻すことと生態系に置きつつ、小規模であっても生き物の生息場を構やしていくことの積み重ねが重要である。この生息場づくりの方法としては、埋立で失われた干潟、浅瀬の造成や、護岸や堤上等による底質の改善、埋積や産卵の造成、生物流石型護岸の設置等、新たな利用と既存の構造物の撤去や改善による環境の整備が考えられる。また、田舎岸線沿いの串橋等に残存している東京湾内東種の保全も重要な視点である。

生き物生息場づくりを進めるにあたっては、関係者の合意形成が不可欠である。実施場所の選定にあたっては、漁業者、製造卸業者、水産部局、商港部局、海上保安部局、環境部局、企業等を有する様々な関係者が存在することを留意するとともに、広く海の恵みを共有する市民・住民の理解を得るべく、官民連携フォーラムの枠組み等を活用して、その合意形成を慎重に進める必要がある。また、モニタリングはプロジェクト実施段階に加え、実施後も継続的に行うことでプロジェクトの効果を把握し、予期せぬ影響が現れた際にはプロジェクト自体を見直すことも必要である。モニタリングは行政に加え、漁業者、NPO、研究機関等も含めた官民連携の体制で取り組み、結果を広く公にしながら、市民の東京湾再生への関心を高めしていくことが期待される。

以上は生き物生息場づくりに関する基本的な考え方と進め方を示したものであり、具体的な生き物生息場づくりプロジェクトの計画・実施にあたっては、これらの考え方と進め方を踏まえたものとする必要がある。

東京湾北部沿岸におけるマコガレイ産卵場の底質改善の提案について

生き物生息場づくり PTにおけるこれまでの活動的成果として、東京湾再生推進会議「第

京浜再生のための行動計画（第二期）に示された東京湾再生の理念と今後目標の一つに掲げられた「自然回復」をはじめ多くの生物が生息する東京湾の再生）に合致し、生き物生態系としての効果が見込まれ、多くの関係者が連携することによって実現が期待されるものとして、東京湾北部沿岸におけるマヨガレイの産卵場の確保、護土による底質改善に関する調査を行う。また、この取り組みを通して、官民連携の体制づくりを進めていくことを併せて提案する。

東京湾では地域の人間活動の上昇から沿岸部の底床負荷が増大し、それを利用した植物プランクトンの異常増殖による赤潮が増加した。そのため、枯死して沈没した藻類生物が海底底質で分解を受ける際に多量の酸素を消費して貧酸素水域が形成されている。加えて埋立てにより沖洲質の干潟・浅場の多くが失われ、潮間帯有植物（主に植物プランクトン）の除去規模の拡大等により貧酸素水域の広範囲な出現に拍車をかけ、生き物の生息に深刻な影響を与えている。さらに、かつて東京湾に生息していた生き物の多くは、生活史の一部で底質の遷移を必要としており、そのような種の多くが失われたことが大きな問題と考えられる。例えば、マヨガレイは主に東京湾の北側の岸で産卵が行われているが、本種は花性粘着卵であり、この層の多くが泥質分の多い底質であることが卵のみ化率を低下させ、繁殖の減少要因の一つになっていると推察されており、小規模でも産卵場の底質を好適な環境（砂→砂礫）に変換することが、マヨガレイ生活環の確保に有効であると考えられる。さらに、西側沿岸の浅場から沖合にかけて砂質の環境を連続的に配置することは、底生性魚類、甲殻類、二枚貝等、埋立による開荒が進む以前に西側の砂場に生息していた多くの生き物に再び生息場を提供し、それぞれの生物個体群の生態系ネットワークの確立に資する。そこで、まずは小規模な埋立実験試験から始め、モニタリングを通して効果や再生の理念との整合性を検証しながら、継続的に進めていくことを提案する。

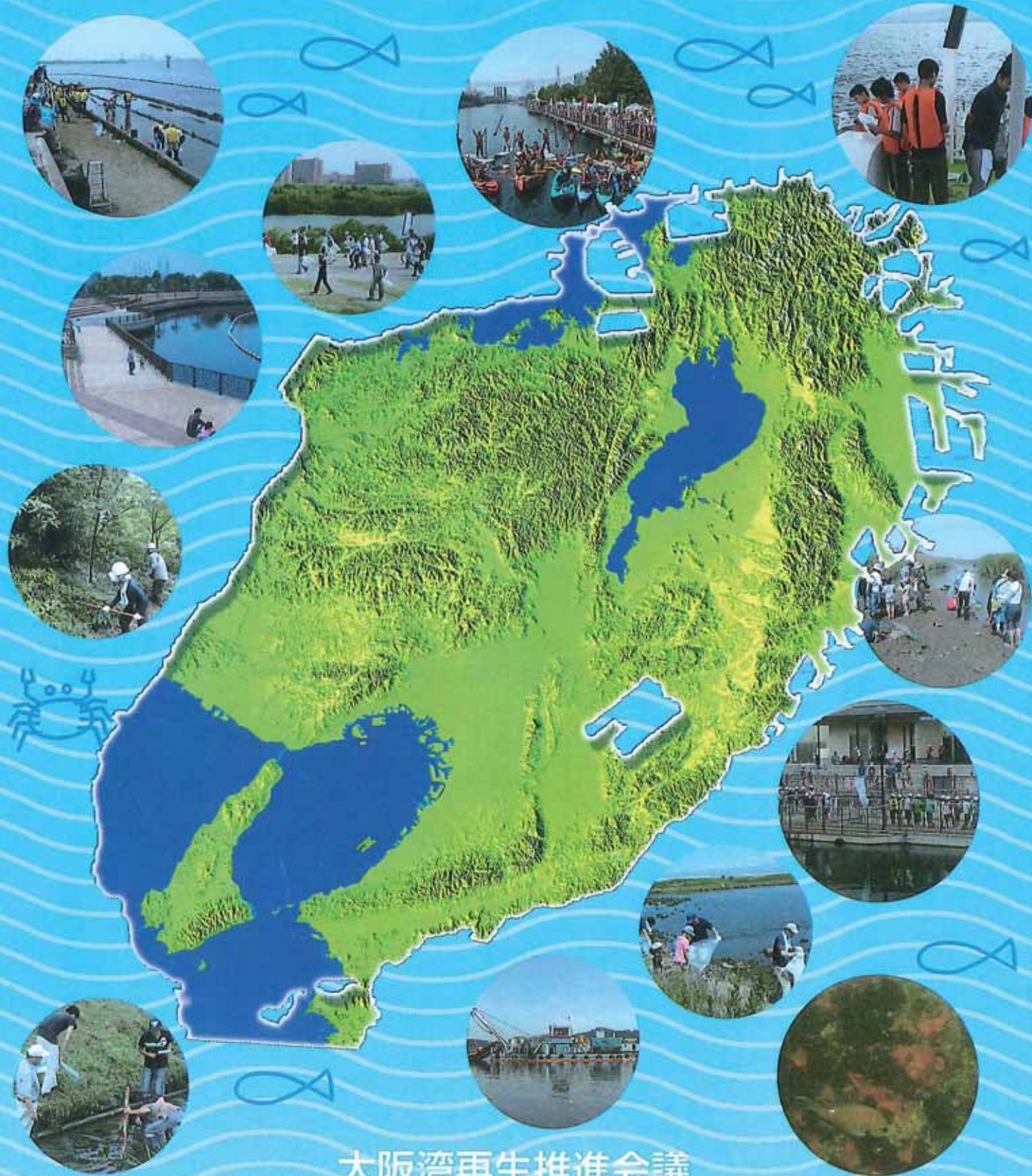
砂質の確保を創出するためには、覆砂、護土、海堤造成等の方法があるが、整備後も砂質を維持するために適切な土砂の確保と底質分の堆積を抑制するための適切な確保が必要であり、傾斜部への覆砂、護土によるマウンド形成とする等の施工上の工夫も必要である。これらの実施にあたっては、適量土砂をはじめとする適切な土砂の確保と運搬、底質分の堆積削減も考慮した選種の選定と施工方法が重要であり、生き物及び漁業資源に関する知見を有する水産部局、港湾・河川の事業実施や管理を行う港湾部局、及び水環境保全に知見を有する環境部局との連携、並びに関係者によるモニタリングと評価の取り組みが期待される。加えて、プロジェクトの計画・実施段階においては、河川部局、環境部局、国土保全部局等の行政に加え、漁業者、NPO、研究機関、教育機関等も含めた官民連携の下での協力が必須である。さらに、プロジェクトの効果や東京湾再生の理念との整合性に関する検証のためのモニタリングを市民の協力の下に実施し、結果を広く伝えるにしながら、市民の東京湾再生への関心を高めていくことが期待される。

プロジェクトの計画実施に対しては、様々な関係者の有意参加が不可欠である。本調査の覆砂、護土による底質改善の実施試験については比較的軽微な環境改善であり、詳細な

ぬ影響への懸念も小さいものと推察され、東京都における官民連携の下での生き物生息場
づくりにおける最初の取り組みにおきわしいものであると考える。また、期待される成果
として、マコガレイに加え、江戸前の海産に繋がる魚介類の増加や生態系を支える生き物
全般の再生が挙げられ、関係者の理解と協力を得ながら、生き物生息場づくりの展開に努
めたい。

大阪湾再生行動計画

大阪湾はみんなのもの。
みんなで大阪湾を再生しましょう!!



大阪湾再生行動計画

大阪湾を再生するために、「大阪湾再生行動計画」を策定し、住民・市民や NPO、学識者、企業等の多様な主体と連携、協働しながら、活動を推進しています。

経緯

平成 13 年 12 月	「海の再生」都市再生プロジェクト（第三次決定）
平成 15 年 07 月	大阪湾再生推進会議 設立
平成 16 年 03 月	大阪湾再生行動計画（第一期）策定
平成 26 年 03 月	大阪湾再生行動計画（第一期）最終評価 実施
平成 26 年 05 月	大阪湾再生行動計画（第二期）策定

目標

大阪湾再生行動計画（第二期）の目標

森・川・里・都市・海等のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭（なにわ）の海」を回復し、市民が誇りうる「大阪湾」を創出する。

目標を具体化した「目標要素」、目標達成のため実施する「施策」、進捗状況を評価する「評価指標」、および「関係者」を以下のとおり設定しています。

目標要素	施策	評価指標	関係者	
美しい「魚庭（なにわ）の海」	<ul style="list-style-type: none"> 水辺を快適に散策できる海（湾奥部） 水に快適に触れ合える海（湾口部、湾中央部） 	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水対策 面源負荷対策 河川浄化対策 森林整備等 浮遊ごみ、漂着ごみ、河川ごみ等の削減 モニタリングの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 表層COD 透明度 T-N（及び形態別窒素） T-P（及び形態別リン） 赤潮発生頻度 ごみ回収量、回収活動、参加者数 利用者アンケート結果 	<ul style="list-style-type: none"> 行政 学識者 市民 NPO 水産関係者 レジャー
親しみやすい「魚庭（なにわ）の海」	<ul style="list-style-type: none"> 水辺に容易に近づける海 魅力的な親水施設や多彩なイベントがある海 市民や企業が積極的に関わる海 	<ul style="list-style-type: none"> 砂浜、親水護岸等の整備 親水緑地等の整備 イベントの開催 市民や企業の取り組みへの参画促進、取り組みの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 整備面積、整備延長 訪問者数 利用アンケート結果 整備面積 訪問者数、参加者数 利用アンケート結果 実施活動数 参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> 行政 学識者 市民 NPO 教育関係者 レジャー
豊かな「魚庭（なにわ）の海」	<ul style="list-style-type: none"> 多様な生物が息出し、豊富な海産物の恵みが得られる海 	<ul style="list-style-type: none"> 藻場、干潟、浅場、緩傾斜護岸等の整備 窪地の埋め戻し 漁場整備 モニタリングの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 底層DO 底層生物（種類数・個体数） 海岸生物（確認された種、数） 整備面積 	<ul style="list-style-type: none"> 行政 学識者 市民 NPO 水産関係者 レジャー

コラム 2

なにわの海？

大阪を指す「なにわ」については、広辞苑によると、『（一説に「魚（な）庭（にわ）」の意という）大阪市およびその付近の古称』とされています。これは、古来より大阪湾が魚介類の豊富な海であったことから、「魚（な）の庭」が転じて「魚庭（なにわ）」になったというものです。

なにわ500
3・7-28

特徴

活動の特徴

住民・市民や NPO、学識者、企業等の多様な主体との連携強化・拡充

目標の達成のためには、関係する行政機関による取り組みだけでなく、住民・市民や NPO、学識者、企業等の多様な主体とも連携・協働して取り組むことが重要です。このため、多様な主体と連携した大阪湾での一斉調査の実施、市民参画による環境再生、ごみ対策、森づくりなどに加えて、環境学習、フォーラム、水辺に親しむイベントなどの取り組みを進めています。

①大阪湾再生水質一斉調査

調査項目、場所、時間などを統一し、効率的・効果的に大阪湾や大阪湾集水域の水質を把握するため、国・自治体・学識者・企業等の多様な主体の参加と協働により調査を実施しています。

水質一斉調査は、全国に先駆けて大阪湾で始め、その後、東京湾、伊勢湾、広島湾でも実施されています。

②大阪湾生き物一斉調査

大阪湾沿岸に棲む生き物を調査し、大阪湾の水環境を把握するため、多くの住民・市民や NPO の参加のもと、大規模な調査を実施しています。住民・市民参加型のこれほど大規模な生き物調査は、全国でも他に例をみないものです。

調査では、ハクセンシオマネキなど、貴重な生物も多く確認されています。



大阪湾生き物一斉調査 調査結果

(平成 20 ~ 26 年度)



大阪湾生き物一斉調査プログラム実行委員会
(事務局：近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所)

目 次

全体概要

1. 経緯的由	1
2. 大塚湖生動物調査の目的	2
2.1 大塚湖生動物調査の目的	2
2.2 調査の実施方法・実施時期	2
2.3 各調査地点の概要	2
3. 調査結果の概要	3
3.1 調査した湖底堆積物の種類と堆積状況	3
3.2 水生動物群(全種)の出現頻度と基調	3
3.3 調査結果の結果	3

目 次

目次 1. 湖底堆積物の調査結果と湖底堆積物の種類と堆積状況	1
1) 第一回(平成20年度)	1
2) 第二回(平成21年度)	4
3) 第三回(平成22年度)	12
4) 第四回(平成23年度)	19
5) 第五回(平成24年度)	25
6) 第六回(平成25年度)	32
7) 第七回(平成26年度)	39
目次 2. 調査結果と湖底堆積物の種類と湖底堆積物の出現頻度	4
目次 3. 水生動物の学名一覧	4

参考文献

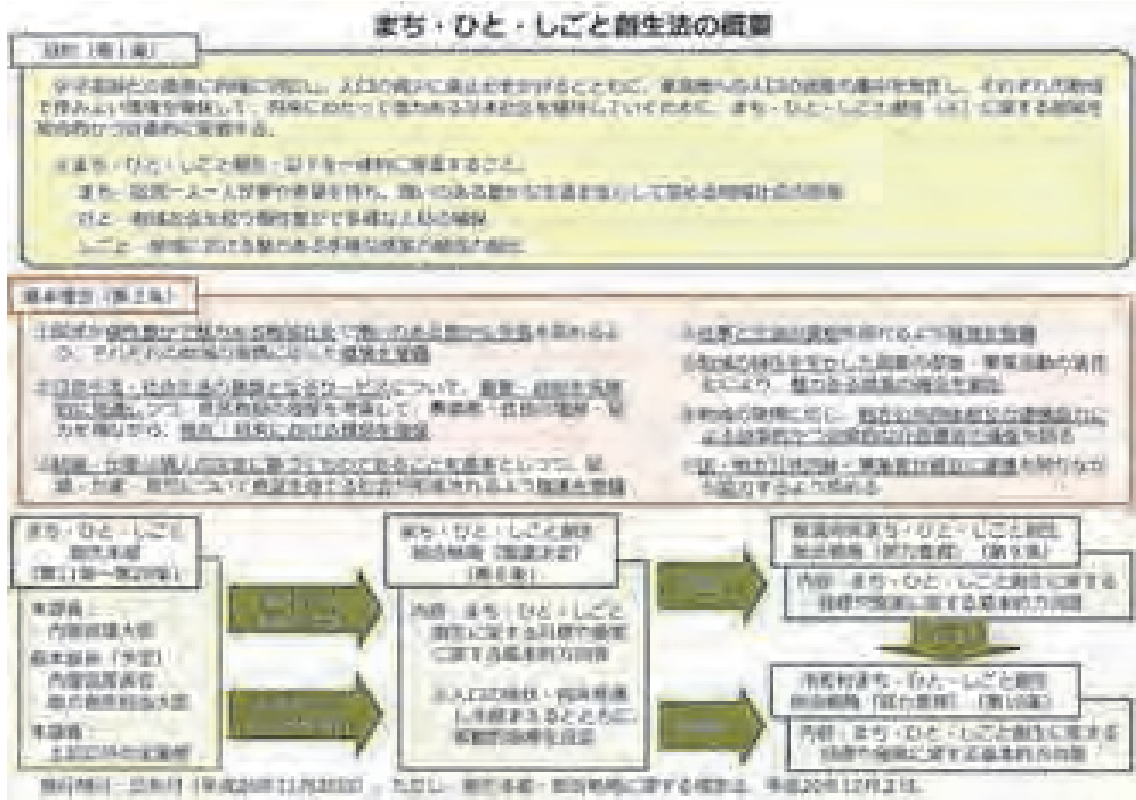
- 大塚湖生動物調査報告書
- 大塚湖生動物調査報告書

大塚湖生動物調査報告書(平成26年度)の概要と結果

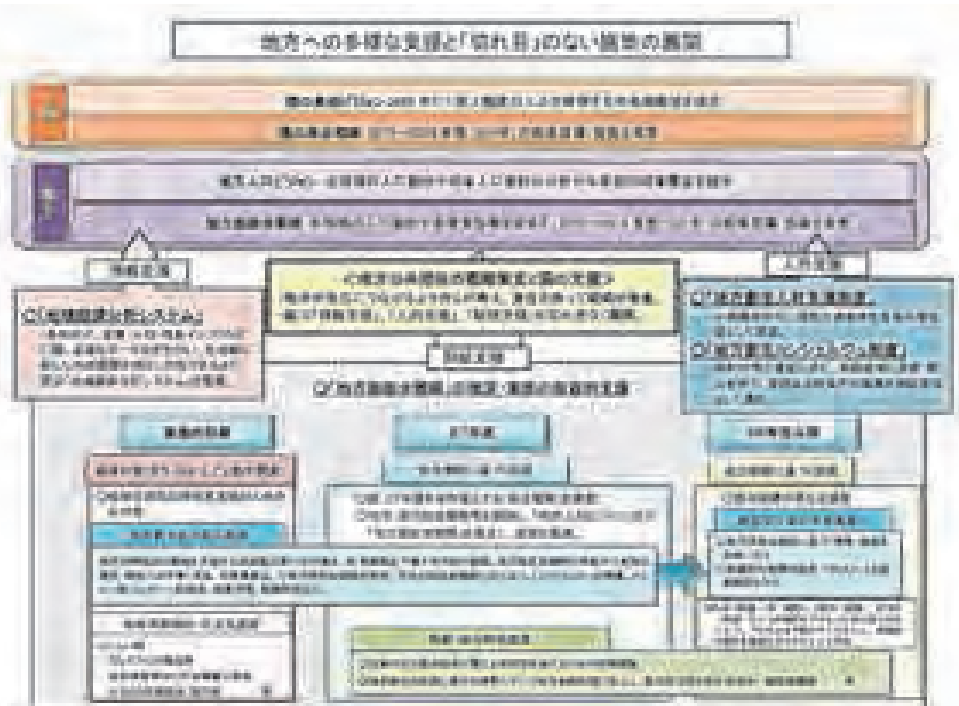
執筆者 鶴及 裕夫

沿岸域総合管理とまち・ひと・しごと創生法

まち・ひと・しごと創生法の概要



まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」（抜粋）



沿岸域総合管理に取り組む自治体の地方版総合戦略の比較

	志摩市	小浜市	備前市	大村湾	竹富町
研究会・関連会議	2010年：沿岸域総合管理研究会設置 2012年：志摩市里海創生推進協議会設置	2012年：小浜市沿岸域総合管理研究会設置 2014年：小浜市海のまちづくり協議会設置	2010年：備前市沿岸域総合管理研究会発足	2013年：大村湾懇話会発足	—
総合計画のなかでの沿岸域総合管理の位置づけ	2011年：志摩市総合計画（後期基本計画）策定。「新しい里海創生によるまちづくり」に重点的に取り組むことを明示	2011年：第5次小浜市総合計画を策定、「夢、無限大」感動おばま（地域力を結集した協働のまちづくり）を掲げる	2013年：備前市新総合計画を策定、里海づくりを柱とした水産業の振興に「沿岸域の総合管理」を記載	—	—
沿岸域総合管理計画	2012年3月：「里海創生基本計画」を策定	2015年4月：「小浜市海のまちづくり計画」を策定	—	2014年3月：「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」を策定	2011年3月：「竹富町海洋基本計画」を策定
地方版総合戦略での記載概要	「基本的な考え方」を示す「志摩市独自の視点」のなかで、「新しい里海創生によるまちづくり」 ¹ に寄与するような具体的な施策の実施に努めることを記載	「今後の施策の方向性」の水産業の具体的な施策のなかで、沿岸域総合管理による「海のまちづくり」を推進（海の環境保全・魅力発信等）することを記載	「基本的な方向」及び「具体的な施策」のなかで「里海」を柱としたブランド化、豊かな海の再生、漁業就業人口の歯止め等について記載。	佐世保市：第4編地方創生プロジェクトとその実践（2 地方創生プロジェクト）において、②海から稼ぐ観光客誘致プロジェクトを規定。 大村市：Ⅲ基本目標において（3. 住んでみたい、訪れてみたいまちづくり）において、「大村湾流域市町と連携し、それぞれの地域の特徴や利点を活かした、ヒト・モノ・コトの交流の拡大に向けて取り組む」と規定。 東彼杵郡東彼杵町：施策1-2（豊かな資源を活かした林業・水産業の活性化）において、「水産資源の維持管理及び海底耕うん推進、漁場底質改善並びに漁業生産コストの軽減と漁家所得の向上」を規定。 東彼杵郡川棚町：第3章（基本目標2）において「施策2. 魅力ある観光を育てる」を規定。	未定（現在策定中）

¹ 市民や関係者が一丸となって沿岸域の総合管理体制を構築することで、「自然の恵みの利用と保全」を効率よく進め、地域の産業振興を図り、農林水産物や観光資源、地域の文化や住環境などを含む「志摩市そのもののブランド化」を確立することを目的としたまちづくり。そのための取り組みの基本方針として、1) 自然の恵みの保全と管理、2) 沿岸域資源の持続可能な利活用、3) 地域の魅力の向上と発信の3つの方針が掲げられており、特に2点目の方針のなかで「稼げる里海」「学べる里海」「遊べる里海」の3つの里海の創生が掲げられている（志摩市創生総合戦略より）。